

全国知事会「これからの高等学校教育のあり方研究会」ヒアリング  
9月入学に関する意見

2020年12月18日  
日本私立大学団体連合会  
副会長 曄道 佳明  
(上智大学・学長)

9月入学に関しては、先般浮上したコロナ禍における議論だけでなく、これまでも幾度か検討されてきており、教育制度を転換する大きな課題である。

1975（昭和 50）年の帰国子女への対応を念頭に学年途中での卒業を認める学校教育法施行規則の改正、1987（昭和 62）年の臨時教育審議会答申における秋学期入学制の提言によっても、秋入学への全面移行は実現しなかった。2012（平成 24）年に東京大学が国際化を旗印に秋入学への全面移行を提言したが、高等学校側からは卒業から大学入学までのずれについて不安が示された。東京大学は、ギャップイヤー（ギャップターム）における留学、企業インターン、ボランティア活動などを提案したが、大学卒業までの修学期間の長期化、経済的負担による格差への懸念を消すことはできなかった。また、各種国家試験の実施時期、学制、会計年度の変更など、国による法令や制度の改正が必要であること、企業の採用活動時期の見直しなど、克服すべき課題が多岐にわたることが明らかになったにも関わらず、結局、政府も企業もこれに応えることはなく、大学発の秋入学移行は頓挫した経緯がある。

したがって、大学改革の中で繰り返し検討されてきた秋入学問題の経緯を明確にしたうえで、実現できなかった原因について十分な検討を重ねる必要がある。また、9月入学への移行は、学生、大学への経済的支援、法令の改正や制度改革、企業の採用制度の変更など根本的な社会構造の変革と初等中等教育と高等教育を含む教育改革を一体として行うことが重要であり、実行に先立っては、社会全体の合意を得るべく十分議論を尽くす必要がある。

本研究会における議論に資するよう、以下に、私立大学における9月入学移行に関する主な課題を提示する。

## 1. グローバル化に関する課題

- すでに各大学は、春・秋入学併用の複線経路の入学・卒業形態、国際化に重点を置いた学部・大学院やコースの設置、 Semester制、4学期制の導入などによる留学や留学生受け入れ拡大など国際化に向けた多様な改革を進めている。入学時期の変更によって、グローバル化が進み、留学生が増加するという根拠は充分でなく混乱を招くだけであり、これまでの文部科学省の国際化政策の検証と併せて行うべきである。
- 世界においては、9月入学を標準とする国が約70%であり、9月入学が世界的に多数派であることは事実である。しかし、現在、日本への留学生が多い韓国は3月入学、これから留学生を増加させることが強く期待されているインドは6月入学、世界有数の留学生受け入れ国であるオーストラリアや、ニュージーランド、ブラジルは2月入学で

あり、9月入学に変更すれば、グローバル化が一様に推進されるわけではない。日本の大学が目指すべきグローバル化の方向性を慎重に分析し、議論を尽くした上で是非を決定すべき問題である。

- 年齢の観点から言えば、例えば、アメリカでは6歳の9月に小学校に入学する。その時点で、日本より半年早く学校教育を受け始めるわけだが、日本がそのまま9月入学を導入すれば、当然、大学教育の修了はアメリカより1年遅くなり、個人ベースでの国際競争力が1年分少なくなる。この観点から、入学時期を半年遅れとする制度設計は合理的と言えない。

## 2. 高大接続改革及び入試に関する課題

- 「9月入学はグローバルスタンダードだから」と言うだけの理由では、真のグローバル化を推進するとは言えない。留学生の派遣に関しては、英語の能力が問題であり、初・中・高等教育における英語教育の一体的な改革を進め、大学教育へとつなぐことが喫緊の課題である。学生に、海外の高等教育に通用する英語力を身につけさせ留学させなければ、日本の高等教育は海外からの信頼を失ってしまうだろう。また同様に、留学生の受け入れに関しては、世界が日本の高等教育に失望することのないよう、各大学において高いレベルでの英語授業の体制を整備することが必要であり、学期の開始期を揃えることだけでは日本への留学生は増やせない。
- 受験生や浪人生にとって、入学時期はセンシティブな課題であり、受験生を混乱させないよう、また心理的経済的負担が生じることのないよう、併せて検討すべきである。

## 3. 就職（企業）に関する課題

- 大学4年生がどの時期に就職するのか、社会的にも企業側とも調整が必要となる。また、現在の高校3年生、大学4年生、修士2年生の中には、経済的に苦しくても学業を続けてきた学生生徒が多くおり、早く給与を得たいと思っている者は多い。9月入学が導入された場合、半年遅れの就職ということになれば、その年度の就職予定者には給与保証を含め何等かの国の支援が必要であることも含め検討すべきである。

## 4. 私立大学の経営に関する課題

- 入学時期を9月に変更するということは、その導入時期が前倒しであろうが後ろ倒しであろうが、導入時の半年の期間、大学に休業要請をするに等しい状態となる。学納金収入に大きく依存する私立大学にとって、学納金が納付されない期間が半年に及ぶと、経営に深刻な支障をきたすことになり、結果的に、教育の質を保証することができなくなる。9月入学の問題については学納金が納付されない期間に対する私立大学への国の支援を併せて検討すべきである。

以上